

㊦ I 第2 消防用設備等の設置単位(棟のとりえ方)等の基準

第2 消防用設備等の設置単位(棟のとりえ方)等の基準

- (1) 消防用設備等の設置単位は、建築物である防火対象物については、特段の規定(令第8条、第9条、第9条の2、第19条第2項及び第27条第2項)のない限り、棟である。
- (2) 棟とは、原則として、独立した1の建築物又は2以上の独立した1の建築物が渡り廊下等で相互に接続されて一体となったものをいうこと。

2. 1 令第8条第1号(以下「令8-1区画」という。)の運用基準(R6.3.29 消防予156、R7.3.28 消防予139)

(1) 令8-1区画の構造要件について

令8-1区画については、「開口部のない耐火構造の床又は壁による区画」とされていることから、次に示す構造を有することが必要であること。

ア 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、壁式鉄筋コンクリート造(壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造を含む。)、プレキャストコンクリートカーテンウォール、軽量気泡コンクリートパネル(ALC)※その他これらに類する堅牢で、かつ、容易に変更できない構造であること。

※ ALC等工場生産された部材による施工方法を用いる場合は、モルタル塗りによる仕上げ、目地部分へのシーリング材等の充てん等により、適切に煙漏洩防止対策が講じられていること。なお、シーリング材については不燃性能を有すること。

イ 建基令第107条第1号の表の規定にかかわらず、同号に規定する通常の火災による火熱が2時間加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

ウ 令8-1区画の耐火構造の床又は壁の両端又は上端は、当該防火対象物の外壁面又は屋根面から50cm以上突き出していること。

ただし、令8-1区画を設けた部分の外壁又は屋根が、当該令8-1区画を含む幅3.6m以上にわたる耐火構造であり、かつ、当該※耐火構造の部分が次のいずれかを満たす場合には、この限りでない。

② 開口部が設けられていないこと。(面積の小さい通気口、換気口等を含む。)

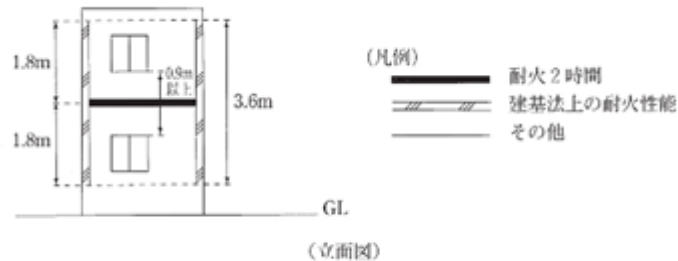
② 開口部を設ける場合には、防火設備が設けられており、かつ、当該開口部(面積の小さい通気口、換気口等を含む。)相互が令8-1区画を介して90cm以上離れていること。

※ 外壁又は屋根に求められる耐火性能は建基法上の求められる耐火性能を有すれば足りる。

令8-1区画の考え方

① I 第2 消防用設備等の設置単位(棟のとらえ方)等の基準

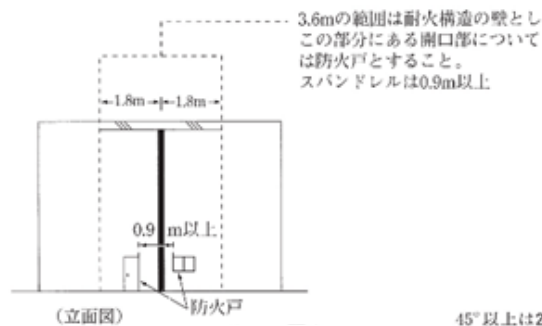
3.6mの範囲は耐火構造の壁とし、この部分にある開口部については防火設備である防火戸であること。(スパンドレルは0.9m以上)



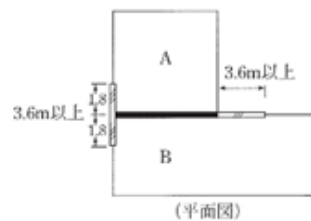
2.1 図1



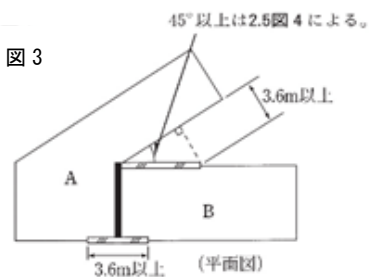
2.1 図2



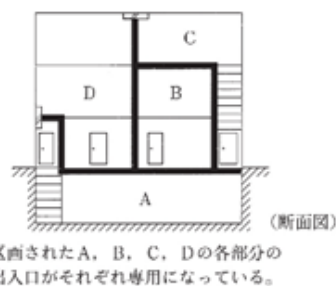
2.1 図3



2.1 図4



2.1 図5



2.1 図6

(2) 令8-1区画を貫通する配管及び貫通部について

① I 第2 消防用設備等の設置単位(棟のとらえ方)等の基準

令8-1区画を配管が貫通することは、原則として認められないものである。

ただし、給排水管(排水管に付属する通気管等を含む。)で次のア又はイの構造のもの、令8-1区画に適合するものとみなす。

ア 確認すべき事項

(ア) 1の配管は、呼び径 200 mm以下のものであること。

(イ) 配管を貫通させるために令8-1区画に設ける貫通部が直径 300 mm以下となる工法であること。

なお、当該貫通部の形状が矩形となるものにあつては、直径が 300 mmの円に相当する面積以下であること。

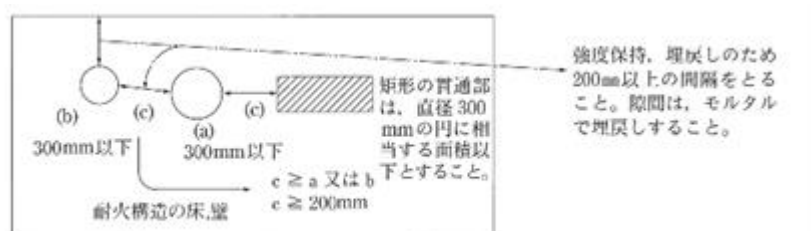
また、貫通部の内部断面積の直径が 300 mmの円の面積以下である場合、規則 5 条の 2 第 4 号但し書きに規定する基準に適合する配管であれば、当該貫通部に複数の配管を貫通させることができる。

(ウ) 配管を貫通させるために令8-1区画に設ける貫通部相互の離隔距離は、当該貫通するために設ける貫通部の直径の大なる方の距離(当該直径が 200 mm以下の場合にあつては、200 mm)以上であること。

(エ) 配管及び貫通部は、一体で、(1)イに示す性能を有すること。

(オ) 配管と貫通部の隙間を不燃材料(建築基準法第 2 条第 9 号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。)により埋める方法その他これに類する方法により、火災時に生ずる煙を有効に遮ること。

(カ) 熱伝導により、配管の表面に可燃物が接触した場合に発火するおそれのある場合には、当該可燃物が配管の表面に接触しないような措置を講ずること。



2.1 図 7

イ 令8-1区画の鋼管等の取扱いについて

(ア) 鋼管等を使用する範囲

① I 第2 消防用設備等の設置単位(棟のとらえ方)等の基準

令8-1区画を貫通する配管等にあつては、貫通部及びその両側1m以上の範囲は鋼管等とすること。ただし、次に定めるa及びbに適合する場合は、貫通部から1m以内となる部分の排水管に衛生機器を接続して差し支えない。

- a 衛生機器の材質は、不燃材料であること。
- b 排水管と衛生機器の接続部に、塩化ビニル製の排水ソケット、ゴムパッキン等が用いられている場合には、これらは不燃材料の衛生機器と床材に覆われていること。

(イ) 鋼管等の種類

令8区画を貫通する鋼管等は、次に掲げるものとする。

a	JIS G3442	水配管用亜鉛めっき鋼管
b	JIS G3448	一般配管用ステンレス鋼管
c	JIS G3452	配管用炭素鋼鋼管
d	JIS G3454	圧力配管用炭素鋼鋼管
e	JIS G3459	配管用ステンレス鋼鋼管
f	〔旧〕JIS G5525	排水用鋳鉄管
g	JWWA K116	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管
h	JWWA K132	水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管
i	JWWA K140	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管
j	WSP 011	フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管
k	WSP 032	排水用ノンタールエポキシ塗装鋼管
l	WSP 039	フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管
m	WSP 042	排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管
n	WSP 054	フランジ付耐熱性樹脂ライニング鋼管

※「JWWA」日本水道協会規格

※「WSP」日本水道鋼管協会規格

※上記以外の鋼管等については、(一財)日本消防設備安全センター評定品に限り使用できる。

(ウ) 貫通部の処理

- a セメントモルタルによる方法

① I 第2 消防用設備等の設置単位(棟のとらえ方)等の基準

- (a) 日本建築学会建築工事標準仕様書(JASS)15「左官工事」によるセメントと砂を容積で1対3の割合で十分から練りし、これに最小限の水を加え、十分混練りすること。
- (b) 貫通部の裏側の面から板等を用いて仮押さえし、セメントモルタルを他方の面と面一になるまで十分密に充てんすること。
- (c) セメントモルタル硬化後は、仮押さえに用いた板等を取り除くこと。

b ロックウールによる方法

- (a) JISA9504(人造鉱物繊維保温材)に規定するロックウール保温材(充填密度 150 kg/m³以上のものに限る。)又はロックウール繊維(充填密度 150 kg/m³以上のものに限る。)を利用した乾式吹き付けロックウール又は湿式吹き付けロックウールで隙間を充填すること。
- (b) ロックウール充填後、25 mm以上のケイ酸カルシウム板又は 0.5 mm以上の鋼板を床又は壁と 50 mm以上重なるように貫通部に蓋をし、アンカーボルト、コンクリート釘等で固定すること。

(工) 可燃物への着火防止措置

配管等の表面から 150 mmの範囲に可燃物が存する場合には、a又はbの措置を講ずること。

a 可燃物への接触防止措置

(a)に掲げる被覆材を(b)に定める方法により被覆すること。

(a) 被覆材

ロックウール保温材(充填密度 150 kg/m³以上のものに限る。)又はこれと同等以上の耐熱性を有する材料で造った厚さ 25 mm以上の保温筒、保温帯等とすること。

(b) 被覆方法

※床を貫通する場合

鋼管等の呼び径	被覆の方法
100 以下	貫通部の床の上面から上方 60 cmの範囲に一重に被覆する。
100 を超え 200 以下	貫通部の床の上面から上方 60 cmの範囲に一重に被覆し、さらに、床の上面から上方 30 cmの範囲には、もう一重被覆する。

※壁を貫通する場合

鋼管等の呼び径	被覆の方法
100 以下	貫通部の壁の両面から左右 30 cmの範囲に一重に被覆する。

100 を超え 200 以下	貫通部の壁の両面から左右 60 cmの範囲に一重に被覆し、さらに、床の上面から左右 30 cmの範囲には、もう一重被覆する。
----------------	--

b 給排水管の着火防止措置

次の(a)又は(b)に該当すること。

- (a) 当該給排水管の内部が、常に充水されているものであること。
- (b) 可燃物が直接接触しないこと。また、配管等の表面から 150 mmの範囲内に存在する可燃物にあっては、構造上必要最小限のものであり、給排水管からの熱伝導により容易に着火しないもの(木軸、合板等)であること。

(オ) 配管等の保温

配管等を保温する場合にあっては、次の a 又は b によること。

- a 保温材として (工) a (a)に掲げる材料を用いること。
- b 給排水管にあっては、JISA9504(人造鉱物繊維保温材)に規定するグラスウール保温材又はこれと同等以上の耐熱性及び不燃性を有する保温材を用いてもさしつかえないこと。この場合において、(ウ) 及び (工) の規定について、特に留意すること。

(カ) 配管等の接続

配管等を (ア) の範囲において接続する場合には、次に定めるところによること。

- a 配管等は、令8-1区画を貫通している部分において接続しないこと。
- b 配管等の接続は、次に掲げる方法又はこれと同等以上の性能を有する方法により接続すること。なお、(b)に掲げる方法は、立管又は横枝管の接続に限り、用いることができること。

(a) メカニカル接続

- (i) ゴム輪(ロックパッキン、クッションパッキン等を含む。以下同じ。)を挿入管の差し口にはめ込むこと。
- (ii) 挿入管の差し口端分を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。
- (iii) あらかじめ差し口にはめ込んだゴム輪を受け口と差し口との間にねじれがないように挿入すること。
- (iv) 押し輪又はフランジで押さえること。
- (v) ボルト及びナットで周囲を均等に締め付け、ゴム輪を挿入管に密着させること。

(b) 差し込み式ゴムリング接続

- (i) 受け口管の受け口の内面にシール剤を塗布すること。

① I 第2 消防用設備等の設置単位(棟のとらえ方)等の基準

(ii) ゴムリングを所定の位置に差し込むこと。ここで用いるゴムリングは、エチレンプロピレンゴム又はこれと同等の硬さ、引張強さ、耐熱性、耐老化性及び圧縮永久歪みを有するゴムで造られたものとする。

(iii) ゴムリングの内面にシール剤を塗布すること。

(iv) 挿入管の差し口にシール剤を塗布すること。

(v) 受け口の最奥部に突き当たるまで差し込むこと。

(c) 袋ナット接続

(i) 袋ナットを挿入管差し口にはめ込むこと。

(ii) ゴム輪を挿入管の差し口にはめ込むこと。

(iii) 挿入管差し口端部を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。

(iv) 袋ナットを受け口にねじ込むこと。

(d) ねじ込み式接続

(i) 挿入管の差し口端外面に管用テーパおネジを切ること。

(ii) 接合剤をネジ部に塗布すること。

(iii) 継手を挿入管にねじ込むこと。

(e) フランジ接続

(i) 配管の芯出しを行い、ガスケットを挿入すること。

(ii) 仮締めを行い、ガスケットが中央の位置に納まっていることを確認すること。

(iii) 上下、次に左右の順で、対称位置のボルトを数回に分けて少しずつ締め付け、ガスケットに均一な圧力がかかるように締め付けること。

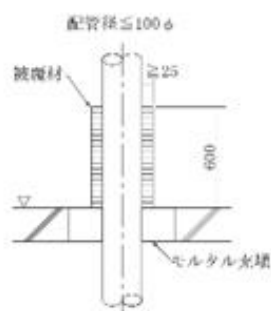
c 耐火二層管と耐火二層管以外の管との接続部には、耐火二層管の施工方法により必要とされる目地工法を行うこと。

(キ) 支持

鋼管等の接続部の近傍を支持するほか、必要に応じて支持すること。

(参考)

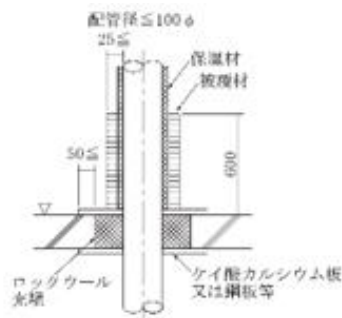
施工方法の例(鋼管等の表面の近くに可燃物がある場合)



2.1 図8

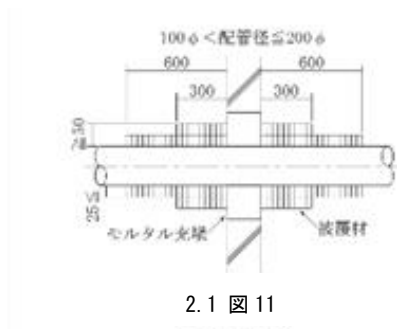


2.1 図9

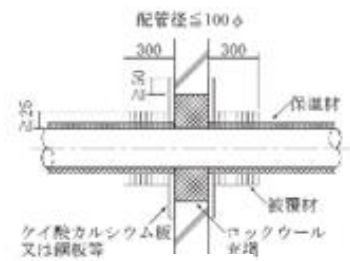


2.1 図10

① I 第2 消防用設備等の設置単位(棟のとりえ方)等の基準



2.1 図 11



2.1 図 12

(3) 外気が流通する部分(奥行5m未満)の区画等で、次に適合するものは令8-1区画とみなす。

ア

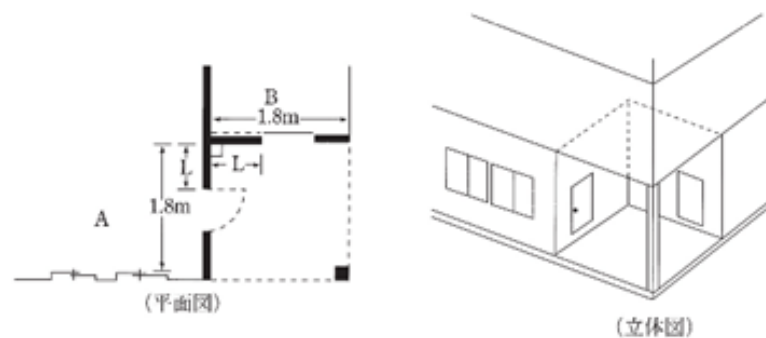
- (ア) DはWより小さいこと。
- (イ) ①の内外に戸、シャッター(パイプシャッターを含む。)、たれ壁がないこと。
- (ウ) ピロティ部分は、耐火構造で、下地、仕上げとも不燃材料であること。
- (エ) 人の出入りにのみ供されていること。
- (オ) ピロティ部分に面する出入口の戸は、各1か所のみであり自動閉鎖装置付の防火設備としその他の開口部のないこと。
- (カ) X点から半径 1.8m以内は、前記ウのただし書きを適用する。



2.1 図 13

イ

- (ア) ア(イ)から(カ)に同じ。
- (イ) Lはそれぞれ 0.9m以上



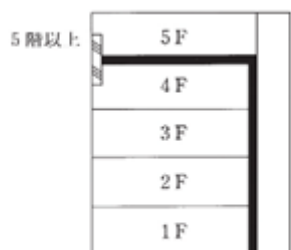
2.1 図 14

(4) 令8-1区画と設備等技術基準の適用関係

① I 第2 消防用設備等の設置単位(棟のとらえ方)等の基準

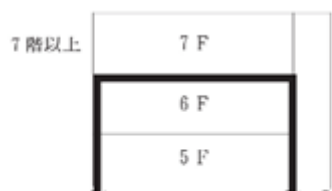
ア 連結送水管(令 29)

- (ア) 令8-1区画された5階以上部分の床面積が6,000㎡以上の場合に設置対象(5階部分のみ)となる。(令 29①(2))



2.1 図 15

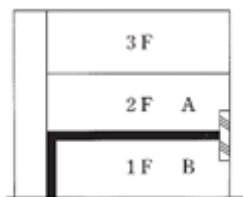
- (イ) 令8-1区画された7階以上部分のみが設置対象となる。(令 29①(1))



2.1 図 16

イ 屋外消火栓設備(令 19)

- (ア) 令8-1区画された2階部分の床面積も基準面積(1・2階の床面積の合計9,000㎡以上(耐火建築物)、6,000㎡以上(準耐火建築物)、3,000㎡以上(その他の建築物))の算定に加える(耐火建築物及び準耐火建築物を除く。)



2.1 図 17

- (イ) 基準面積の算定は、令8-1区画されたA、B部分を合計する(耐火建築物及び準耐火建築物を除く。)

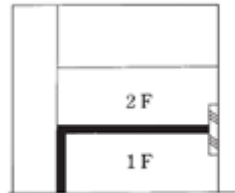


2.1 図 18

① I 第2 消防用設備等の設置単位(棟のとらえ方)等の基準

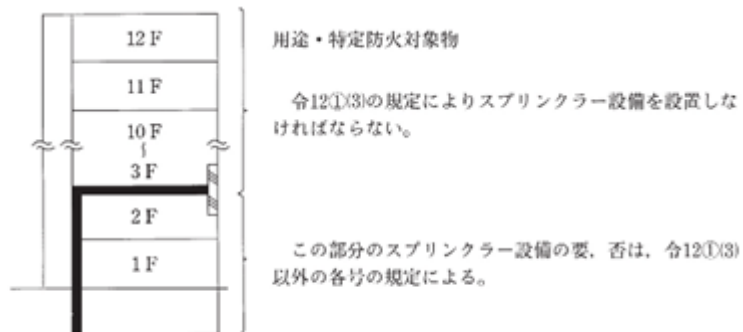
ウ 消防用水(令 27)

令8-1区画された2階部分の床面積も基準面積(1・2階の床面積の合計15,000㎡以上(耐火建築物)、10,000 ㎡以上(準耐火建築物)、5,000 ㎡以上(その他の建築物))の算定に加える。(令 27①(1))



2.1 図 19

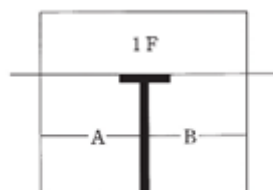
エ スプリンクラー設備(令 12①(3))



2.1 図 20

オ 連結散水設備(令 28 の2)

基準面積(地階の床面積の合計 700 ㎡以上)の算定は、A、Bの部分ごとにする。



2.1 図 21

㊦ I 第2 消防用設備等の設置単位(棟のとらえ方)等の基準

2.2 令8条第2号区画(以下令8-2区画という。)の運用基準(R6.3.29 消防予156、
R7.3.28 消防予139)

床、壁その他の建築物の部分又は建築基準法第2条第9号の2口に規定する防火設備(防火戸その他の総務省令で定めるものに限る。)のうち、防火上有効な措置として総務省令で定める措置(規則第5条の3)が講じられたもの(令8条第1号に掲げるものを除く。)

(1) 令第8条第2号の防火上有効な措置として総務省令で定める措置は、次の各号に掲げる壁等(床、壁その他の建築物の部分又は防火戸をいう。以下この項において同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合させるために必要な措置とする。

ア 渡り廊下又は建築基準法施行令第128条の7第2項に規定する火災の発生のおそれの少ないものとして国土交通大臣が定める室(廊下、階段その他の通路、便所その他これらに類するものに限る。)を構成する壁等(建築基準法第21条第3項、同法第27条第4項(同法第87条第3項において準用する場合を含む。)又は同法第61条第2項の規定の適用がある防火対象物の壁等に限る。以下この号及び次号において「渡り廊下等の壁等」という。)で、次に掲げる基準を満たすもの。

(i) 渡り廊下等の壁等のうち防火戸は、閉鎖した場合に防火上支障のない遮煙性能を有するものであること。

(ii) 渡り廊下等の壁等により区画された部分のそれぞれの避難階以外の階に、避難階又は地上に通ずる直通階段(傾斜路を含む。以下「直通階段」という。)が設けられていること。

※ 「渡り廊下等の壁等」については、壁等の構造方法を定める件(令和6年国土交通省告示第227号)に示す壁等のタイプのうち、「火災の発生のおそれの少ない室又は通行の用にのみ供する建築物の部分構成する壁等により区画する場合」(コアタイプ、渡り廊下タイプ)が該当するものであること。なお、建築主事等が別棟みなし規定の適用を認めたものに限る。

イ 渡り廊下等の壁等に類するものとして消防庁長官が定める壁等
消防庁長官が定める基準(R6.3.29 国告7)

2. 3 別棟とみなすことができる渡り廊下の基準(R6.3.29 消防予 120、R7. 3.28 消防予 139)

(1) 次のアからウまでに適合する渡り廊下で接続された棟は、別棟とみなす。

ア 用途

通行、運搬の用のみで、可燃物の存置その他通行の支障がない状態を維持すること。

イ 有効幅員

6m(一方又は双方が建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いた場合は3m)未満であること。

ウ 接続部分の建築物相互の距離

双方の1階を接続する場合	6m	} を超えること。
双方又は一方の2階以上の階を接続する場合	10m	

超えない場合は、次の(ア)から(ウ)に適合すること。

(ア) 渡り廊下が設けられている防火対象物の外壁及び屋根(渡り廊下が接続されている部分からそれぞれ3m以内の距離にある部分に限る。)は、次のいずれかに該当していること。

a 耐火構造又は防火構造(建築基準法第2条第8号に規定する防火構造をいう。以下同じ。)で造られていること。

b 耐火構造若しくは防火構造の塀その他これらに類するもの、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備で延焼防止上有効に防護されていること。

(イ) (ア) の外壁及び屋根には開口部がないこと。(面積の小さい通気口、換気口等も含む。)ある場合は、防火設備の防火戸(一方の合計が4㎡以下)を設け、換気口等は防火ダンパーを設けること。

(ウ) 渡り廊下は直接外気に開放されているもの又は次に掲げる基準に適合するもの。

a 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分を鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分を同令第2条第5号に規定する準不燃材料で造ったものであること。

b 渡り廊下への出入口を4㎡以下とし、防火設備の防火戸を設け、さらに排煙設備を設けていること。ただし、直接外気に接する開口部又は、閉鎖型ヘッドを用いたスプリ

① I 第2 消防用設備等の設置単位(棟のとらえ方)等の基準

ンクラー設備若しくはドレンチャー設備を設け、延焼防止上有効に防護されている場合は、排煙設備は不要である。

出入口の戸は、常閉自閉式又は随時閉鎖することのできる自火報又は煙感の作動と連動して閉鎖する構造のものとする。

注1

壁等基準第3第2号(3)の規定中「直接外気に開放されているもの」については、次のいずれかに適合していることが想定されるものであること。

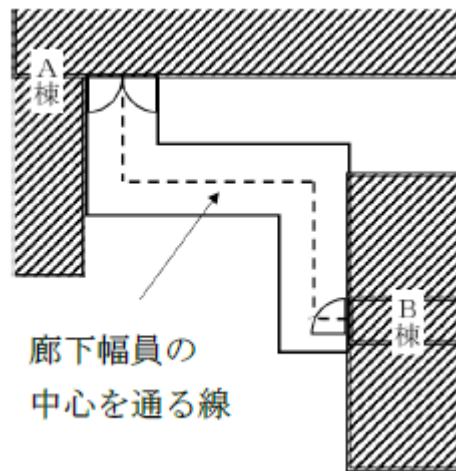
- (ア) 防火対象物の部分相互間の距離が1 m以上であり、廊下の両側面の上部が、天井高の2分の1以上又は高さ1 m以上廊下の全長にわたって直接外気に開放されたもの
- (イ) 防火対象物の部分相互間の距離が1 m以上であり、廊下の片側面の上部が、天井高の2分の1以上又は高さ1 m以上廊下の全長にわたって直接外気に開放され、かつ、廊下の中央部に火炎及び煙の伝送を有効に遮る構造で天井面から50 cm以上下方に突出した垂れ壁を設けたもの
- (ウ) (ア) 及び (イ) に掲げるものと同等以上の開放性を有するもの

注2

排煙設備	直接外気に接する開口部	屋根又は天井に設けるもの……幅は渡り廊下の幅の3分の1以上、長さは1m以上、面積1㎡以上
		壁に設けるもの……その両側に高さは1m以上、長さは渡り廊下の長さ※の3分の1以上、面積1㎡以上 注 排煙設備の構造は、建基令 126 の3を準用する。
	機械排煙設備 (建築排煙可、非常電源付)	渡り廊下の内部の煙を有効に、かつ安全に外部に排出することができるもの。

※ 火災の際容易に接近できる位置から手動で開放できるように又は自火報又は煙感の作動と連動して開放できるように設けること。

① I 第2 消防用設備等の設置単位(棟のとらえ方)等の基準



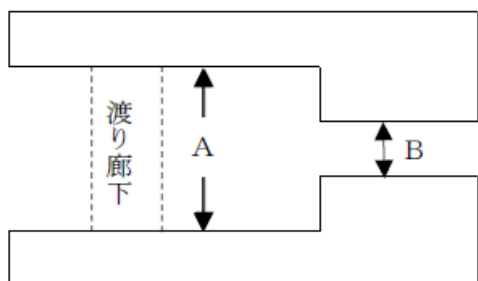
2.3 図1

※ 渡り廊下の長さは廊下幅員の中心を通る線で判定する。

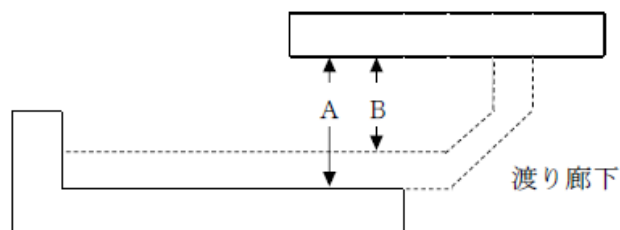
① I 第2 消防用設備等の設置単位(棟のとらえ方)等の基準

注3 ウの距離の測り方

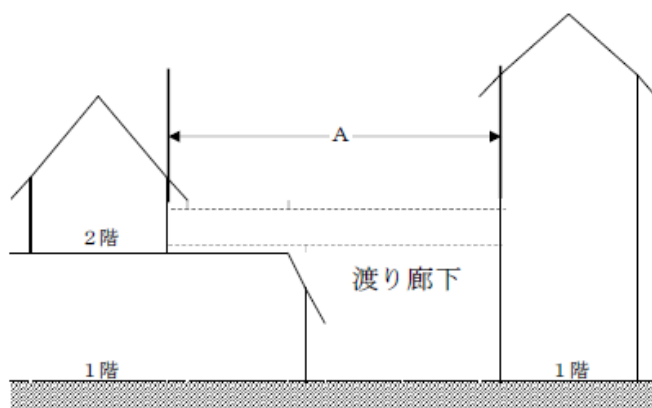
渡り廊下で隔てられた防火対象物の部分相互間の距離については渡り廊下が設けられている防火対象物の部分相互間の距離であり、水平距離で測定するもの。図2～図4までの例ではAの部分である。



2.3 図2

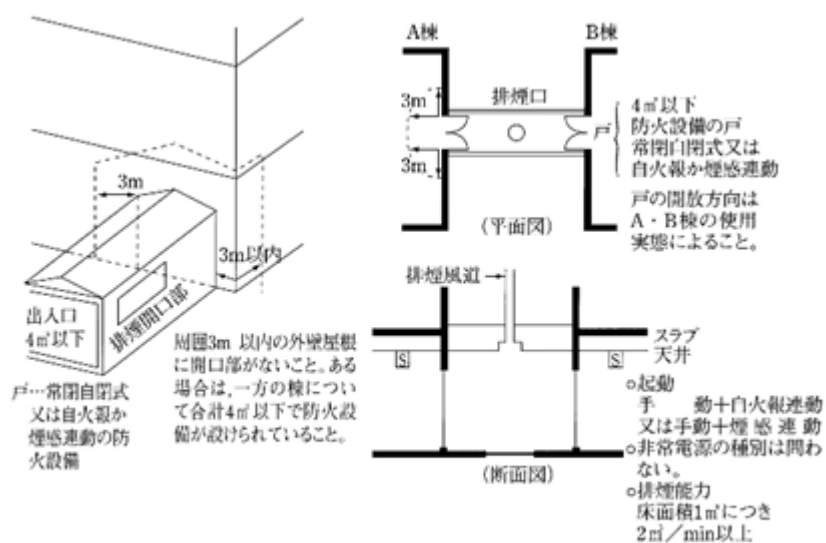


2.3 図3



2.3 図4

注4 ウ(ア)、(イ)、(ウ)の例図



2.3 図5

2.4 別棟とみなすことができる地下連絡路の基準(R6.3.29 消防予 120、R7.3.28 消防予139)

- (1) 次に適合する地下連絡路で接続された棟は、別棟とみなす。(天井部分が直接外気に常時開放されているもの(いわゆるドライエリア形式のもの)を除く。)

ア：通行、運搬の用のみに使用し、可燃物の存置その他通行の支障がない状態を維持すること。

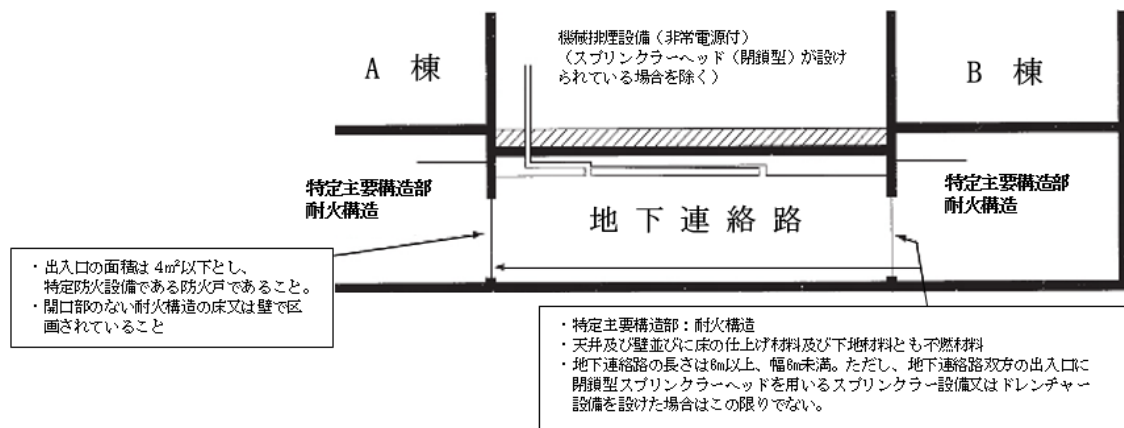
イ：耐火構造で天井及び壁並びに床の下地、仕上げともに不燃材料

ウ：地下連絡路の長さは6m以上、幅6m未満。(ただし、地下連絡路双方の出入口に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラーヘッド又はドレンチャー設備を設けた場合を除く。)

エ：機械排煙(非常電源付)またはスプリンクラーヘッド(閉鎖型)が設けられていること。

オ：出入口を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。

カ：出入口の面積は4㎡以下とし、特定防火設備であること。



2.4 図1

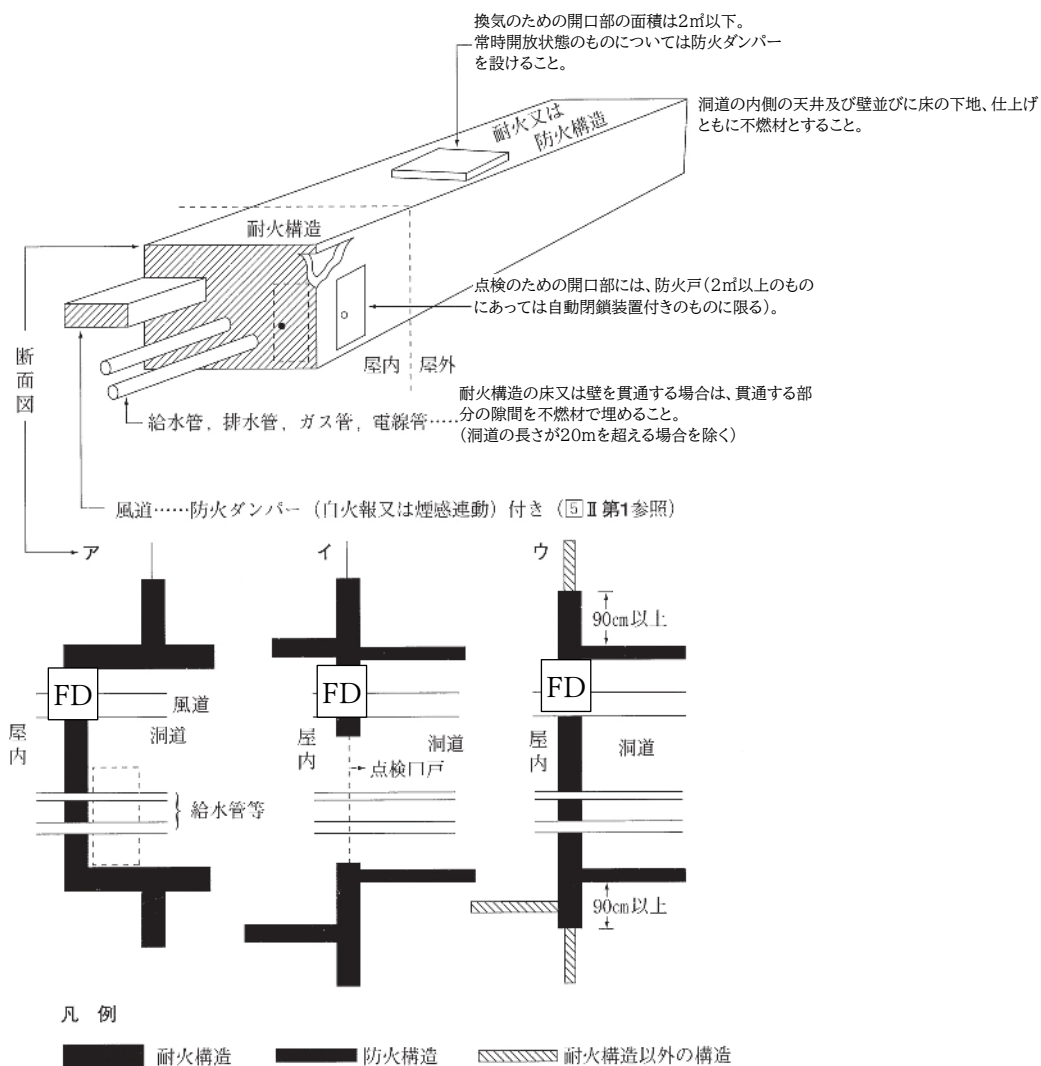
注 連絡接続部が地上にあるか否かは問わず、構造的に地下通路の形態となっているもの。

2.5 別棟とみなすことができる洞道の基準(R6.3.29 消防予 120、R7.3.28 消防予 139)

洞道とは、通信ケーブル又は電力ケーブルを敷設するために地中に設置された人が立ち入りする鉄筋コンクリート造等のずい道をいうものであり、人の出入することのできない管路等に通信ケーブルや電力ケーブルを引き込んだものは該当しない。

- (1) 次に適合する洞道で接続された棟は、別棟とみなす。

① I 第2 消防用設備等の設置単位(棟のとらえ方)等の基準



2. 5 図1

※ 2. 3～2. 5に示す渡り廊下部分、地下連絡路又は洞道の床面積は、A棟、B棟の延べ面積により、あん分し、それぞれの棟の面積に加える。また、渡り廊下部分、地下連絡路又は洞道における消防用設備等の設置についてはA棟・B棟の延べ面積が大きい防火対象物に適用される消防用設備等の技術基準に適合させること。なお、別の対象物とみなされるそれぞれの防火対象物の管理権限者が異なる場合等においては、実情に応じた取扱いとしても差し支えない。

① I 第2 消防用設備等の設置単位(棟のとらえ方)等の基準

※ 渡り廊下等のあん分例

3 F	300㎡			
2 F	300㎡	30㎡	2 F	150㎡
1 F	300㎡	40㎡	1 F	150㎡
A 棟	900㎡	廊下70㎡	B 棟	300㎡

2. 5 図 2

○ A 棟, B 棟の比

$$A \text{ 棟 } \frac{900}{900+300} = 0.75, \quad B \text{ 棟 } \frac{300}{900+300} = 0.25$$

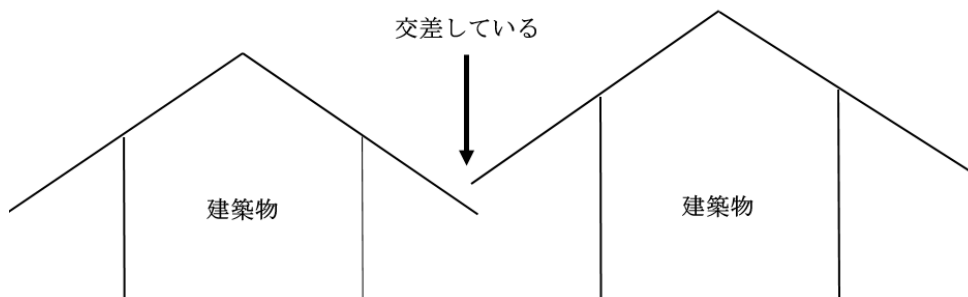
○ あん分

	A 棟		B 棟	
3 F	300 + 0	=	300	0
2 F	300 + (30 × 0.75)	=	322.5	150 + (30 × 0.25) = 157.5
1 F	300 + (40 × 0.75)	=	330	150 + (40 × 0.25) = 160
計 (延べ面積)	952.5 ㎡		317.5 ㎡	

2. 6 屋根(屋根に類するもの)が接続されていない例

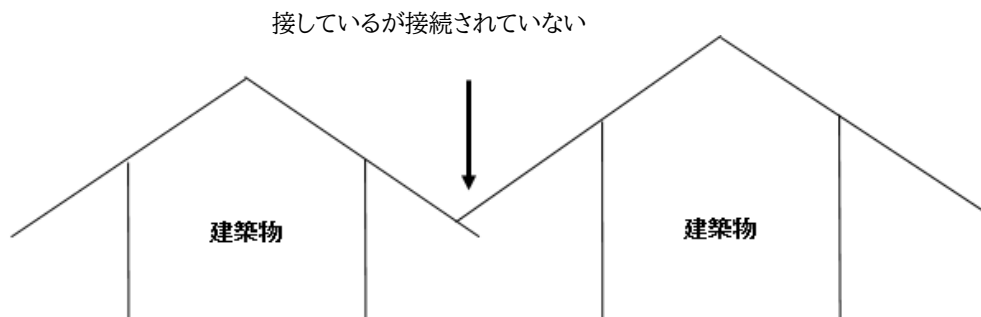
次の場合は、それぞれ別棟として取り扱う。なお、いずれの場合も底下の用途については問わない。

(1) 建築物と建築物の屋根(屋根に類するもの)が交差している場合



2. 6 図 1

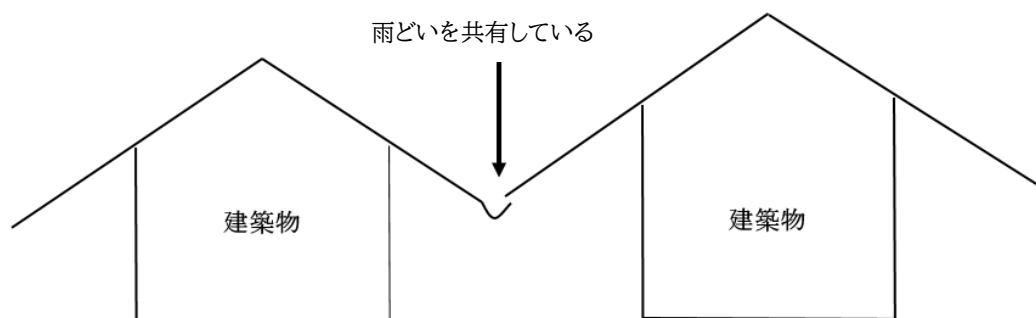
(2) 建築物と建築物の屋根(屋根に類するもの)が接しているが接続されていない場合



2. 6 図 2

① I 第2 消防用設備等の設置単位(棟のとらえ方)等の基準

(3) 建築物と建築物が雨どいを共有する場合



2.6 図3

2.7 敷地について

(1) 「敷地」とは、建基令1で規定された敷地をいう。

ア 敷地 一の建築物又は用途上不可分の関係にある2以上の建築物のある一団の土地をいう。

イ 令19(屋外消火栓設備)②及び27(消防用水)②の「同一敷地」は、同一権原者が所有又は管理するものを指すものではなく建基令1に規定された敷地をいうものである。したがって、建築物が用途上可分の関係にあつて敷地割された場合は、その敷地割されたごとの敷地をいうものである。